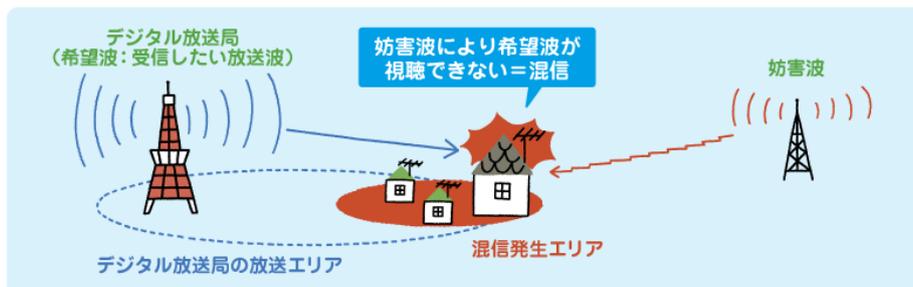


(資料)

デジタル混信対策計画について

1 デジタル混信とは

他の放送局やタクシー無線等の電波からの混信を受けるために、地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象。



2 デジタル混信対策計画とは

各地域の地上デジタル放送推進協議会が、実際に調査した結果や受信者からの申告等に基づき発生実態の把握、影響する地域（世帯）の範囲の確定、デジタル混信を解消するための適切な対策手法等を定め、「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」として公表するもの。

(今回策定、公表された対策計画の概要)

	デジタル混信の発生地域	影響世帯数	デジタル混信の原因	対策手法	デジタル混信の影響を受ける中継局のチャンネル
1	島根県大田市鳥井町大平	80世帯	外国波の到来	CATV 加入	仁摩中継局、大田中継局から放送される以下のチャンネル NHK 総合、NHK 教育、日本海テレビジョン放送、山陰放送、 山陰中央テレビジョン放送
2	島根県大田市静間町新田	60世帯			
3	島根県大田市三瓶町小屋原	5世帯			
4	島根県大田市三瓶町池田	115世帯			
5	広島県広島市安佐北区真亀・亀崎	800世帯	タクシー無線の電波の影響	フィルター等受信対策	佐東中継局から放送される以下のチャンネル NHK 総合、NHK 教育
6		200世帯			可部中継局から放送される以下のチャンネル NHK 総合、NHK 教育
7	広島県東広島市高屋町大島	200世帯			河内中継局から放送される以下のチャンネル NHK 教育
	合計	1,460世帯			

3 今後の対応

総務省ではデジタル混信解消のための支援策（助成制度）を講じており、今後、デジサポが各地域において対策の周知、実施等を行います。（助成制度の概要は参考のとおり。）

デジタル混信対策の助成制度

放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル混信(地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象)の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助。

- ① 事業主体： 民間法人等
- ② 対象地域： デジタル混信が発生している地域
- ③ 補助対象：
 - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率1／2
 - イ 放送局施設の改修工事(チャンネル切替工事 等)：補助率2／3
 - ウ 受信者施設の改修工事(高性能アンテナ工事、フィルター挿入 等)：補助率10／10

